

児童虐待 相談・通告の流れ

令和7年1月24日

こども家庭局こども家庭センター

杉本 尚美

児童虐待とは

身体的虐待



殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待



こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト



家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待



言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

神戸市の児童虐待対応の体制

区こども家庭支援室

- ・母子保健事業を通して、**虐待の予防、未然防止**、早期発見（乳幼児健診、妊産婦健診、新生児全戸訪問事業 など）
- ・**在宅支援ケースの進捗管理**
- ・関係機関との連絡調整、協力要請
- ・結核・感染症、難病対策業務等
- ・DV・母子（ひとり親）相談、
- ・保育所、認定子ども園の入所調整
- ・児童扶養手当 など

児童に身近な場所における**継続的な支援**
(在宅支援)

こども家庭センター

- ・広域的な対応
(市町村間の連絡調整等)
- ・専門的な対応
養護相談、障害相談、判定業務
虐待対応、非行相談、育成相談
- ・**一時保護**
- ・措置（里親、施設入所等の措置）

- ・一時保護、施設入所措置など専門的な知識・技術を要する支援
- ・広域的な対応（一時保護、措置、在宅支援）

情報共有
連携
ケース送致

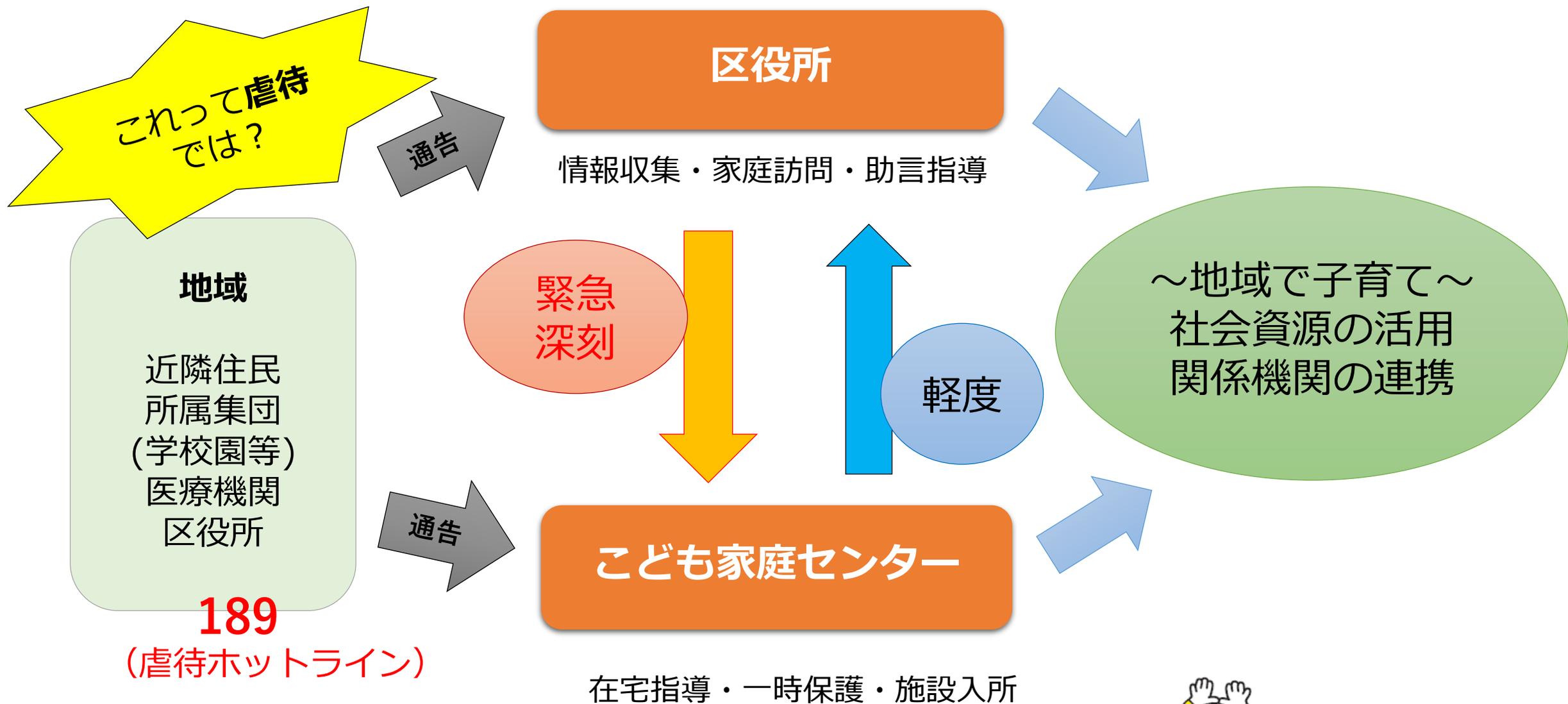
助言・指導

リスクの程度

低

高

児童虐待の通告・支援の流れ



児童虐待の事案の認定（通告時にほしい情報）

発生した日時	発生した場所	虐待行為者	行為の内容	行為の結果	確認者
いつ	どこで	誰が	なにを、 どのように	どうなったか	いつ、どこで、 誰が確認し、 どうしたのか
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な年月日、時間（期間） ・あいまいな場合は～ごろ 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の場所 ・あいまいな場合は～あたり 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者を特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な虐待行為の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待行為の結果、児童に対してどのような影響があったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認者の所属、氏名 ・確認時の状況 ・その後の対応

児童虐待の防止等に関する法律第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを・・・市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告**しなければならない。

神戸市こども家庭センター **078-599-7300** (平日8:45~17:30)

児童相談所虐待対応ダイヤル **189 いちはやく** (24時間365日)

各区こども家庭支援室 (次ページ電話番号)



こどもっとKOBÉ

児童虐待の防止等に関する法律第6条

こども家庭支援室 専用ダイヤル

区役所代表

東灘区役所	078-856-8080	078-841-4131
灘区役所	078-843-7035	078-843-7001
中央区役所	078-335-5423	078-335-7511
兵庫区役所	078-512-2525	078-511-2111
北区役所	078-595-4150	078-593-1111
北神区役所	078-987-0990	078-981-5377
長田区役所	078-521-0415	078-579-2311
須磨区役所	078-731-8080	078-731-4341
北須磨支所	078-793-8080	078-793-1212
垂水区役所	078-705-1150	078-708-5151
西区役所	078-991-6611	078-940-9501

※平日8:45～17:30
(祝日除く)



こどもっとKOBÉ